

平成 29 年 8 月から

## 70 歳以上の方の『自己負担限度額』が変わります

高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療費の自己負担に一定の歯止めを設ける仕組みです。

今回 70 歳以上の方の限度額が次の通り段階的に引き上げられます。

平成 29 年 7 月まで

平成 29 年 8 月から

平成 30 年 8 月から

適用区分	ひと月の上限額	
	外来（個人ごと）	入院、入院と外来（世帯ごと）
現役並み所得者 （標準報酬月額 28 万円以上）	44,400 円	80,100 円 + （総医療費－ 267,000 円）×1%  【多数回該当の場合 44,400 円】
一般	12,000 円	44,400 円
住民税 非課税 世帯	低所得 者Ⅰ	24,600 円
	低所得 者Ⅱ	15,000 円

ひと月の上限額	
外来（個人ごと）	（世帯ごと）
<b>57,600 円</b>	80,100 円 + （総医療費－267,000 円） ×1%  【多数回該当の場合 44,400 円】
<b>14,000 円 （年間上限 144,000 円）</b>	<b>57,600 円 【多数回該当の場合 44,400 円】</b>
8,000 円	24,600 円
	15,000 円

適用区分	ひと月の上限額	
	外来（個人ごと）	（世帯ごと）
標準報酬月額 83 万円以上	252,600 円 + （総医療費－842,000 円）×1%  【多数回該当の場合 140,100 円】	
標準報酬月額 53 万円～79 万 円	167,400 円 + （総医療費－558,000 円）×1%  【多数回該当の場合 93,000 円】	
標準報酬月額 28 万円～50 万 円	80,100 円 + （総医療費－267,000 円）×1%  【多数回該当の場合 44,400 円】	
一般	<b>18,000 円 （年間上限 144,000 円）</b>	57,600 円 【多数回該当の場合 44,400 円】
低所得者Ⅰ	8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅱ		15,000 円

多数回該当：過去 12 カ月以内に 3 回以上上限額に達した場合は、4 回目から【多数回該当】となり上限額が下がります。

ご不明点・ご質問等は、健康保険組合 給付担当までご連絡ください。TEL:外線 078 (302) 8185 内線 711-4634